

# 外科医師の早期釈放を求める緊急要請

みなさんへ

私たちは、長期身柄拘束をされている外科医師の早期釈放を求めています。釈放を実現するために多くの署名が必要です。一人でも多くの方のご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

1、外科医師は、8月25日に突然逮捕されました。21日間の勾留を経て9月14日には東京地検が起訴決定し、9月21日には弁護人による保釈請求が東京地裁により却下され、身柄拘束が続いています。私たちは、外科医師を直ちに釈放することを強く求めます。

2、検察はこれまでの逮捕勾留の根拠とされた被疑事実から時刻や行為の内容を大幅に変えた公訴理由で外科医師を起訴しました。すなわち何ら物的証拠も示さず、逮捕時と起訴時で異なっている麻酔によるせん妄状態の患者証言のみを根拠として医師を逮捕・勾留、起訴したということです。このようなことが許されるのならば、医療現場に混乱と萎縮を招き、正当な医療行為や診療行為に大きな制約が付され、患者に重大な不利益が生ずるといった、社会的にも大きな影響が及びかねません。

保釈請求却下決定では、刑事訴訟法89条4号、すなわち「罪証隠滅の疑いがある」と述べています。しかし、本被疑事件に関して、7月7日に、事件現場とされる病院が、時系列事象や現場検証実施の記録及びそれらの検討から被疑事実はなかったという医学的かつ客観的な内部調査結果を警察に提出しています。さらに外科医師は7月以降一ヶ月以上にわたり警察の尾行監視下に置かれ、逮捕後には自宅や勤務先が家宅捜索されています。勾留理由開示公判で外科医師ははっきりと「やっていません」と被疑事実を否認し、期日前証人尋問でも検察の要求した病院医師や看護師が尋問に応じています。こうした状況で、何を持って「罪証隠滅の疑い」があるのでしょうか？

根拠も示さず「罪証隠滅の疑い」としか言えないのは、個人の基本的な人権を大きく侵す身柄拘束を長引かせるだけが目的としか思えません。さらには、医師を勾留し続けることが、多数の患者の命や健康に大きな損害を及ぼす事に思いが至らないのでしょうか？弁護人の主張には耳を貸さず、東京地検の主張だけを鵜呑みにし、正当に根拠も示さず外科医師の身柄拘束を認めている東京地裁の態度は、憲法38条「何人も、自己に不利益な供述は強要されない」を真向から否定するものです。裁判所のこうした態度は、自ら国民の信頼を貶めるものと思います。

3、私たちは、東京地裁が冷静な判断をもって、外科医師を直ちに釈放することを強く要請します。

外科医師を守る会 呼びかけ人

乳腺外科医 八巻秀人

乳腺外科医 山下年成

救急科専門医・小児科専門医 境野高資

内科医 武岡裕文

精神科専門医・精神保健指定医 尾内隆志

事務局 東京都足立区曙町35-1 柳原病院内 窪田 光

TEL 03-3882-1928

FAX 03-3870-6770

e-mail yanagihara@kenwa.or.jp

報道資料

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/egawashoko/20160918-00062309/> (Yahoo! ニュース)